

令和8年度 和白海域アマモ場育成業務 公募説明書

1 請負契約等の概要

(1) 請負契約等の件名

令和8年度 和白海域アマモ場育成業務

(2) 請負契約等の内容

アマモ種子の確保および和白海域におけるアマモ場育成等業務

① アマモ種子の確保

博多湾内においてアマモの種子を採取し、保管（熟成）を行う。

② 事前調査

潜水調査により、播種に適した箇所を選定する。

③ 播種方法

発芽本数を平均 10 本/㎡以上確保できる播種法により、260 ㎡のアマモ場の育成を行う。

④ 事後調査

潜水調査により、発芽状態等を確認する。

(3) 履行期間（予定）

令和8年4月下旬～令和9年3月30日まで

2 請負契約等の内容に関する説明（仕様等）

別紙のとおり

3 参加意思確認書の提出期間、提出場所及び提出方法

(1) 提出期間

令和8年3月12日～令和8年3月27日までの10時から17時まで
（閉庁日を除く。）

(2) 提出場所

港湾空港局港湾計画部みなと環境政策課

所在地 福岡市博多区沖浜町12番1号 博多港センタービル8階

電話 092-282-7178

担当 宮地

(3) 提出方法

提出場所へ持参すること。

4 公募内容に関する質問の受付期間、受付場所、および回答期限

(1) 受付期間

令和8年3月12日～令和8年3月25日までの10時から17時まで
(閉庁日を除く。)

(2) 受付場所

参加意思確認書の提出場所に同じ。

(3) 回答期限

受付担当課から回答する。

5 参加意思確認書記載上の留意事項

次の公募要件を満たすことを確認できる書類を添付すること。

(1) 公募日現在において福岡市内に本店又は支店・営業所を有していること。

(2) 市町村税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。

(3) 国又は地方自治体からアマモ種子熟成および200㎡以上のアマモ場育成業務の受託実績があること。

6 その他の留意事項

(1) 参加意思確認書が提出期限までに到達しなかった場合は、参加意思確認書の提出を無効とする。

(2) 参加意思確認書を提出した者に対して、審査結果通知を送付する。

(3) 公募要件を満たさないとの審査結果の通知を受けたものは、公募要件を満たさないとされた理由について説明を求めることができる。

(4) 本業務は令和8年度予算による事業につき、予算が承認されないなどの事情により、本事業の予算が成立しなかった場合は、事業が中止になる場合があります。

特記仕様書

1 業務名称

令和8年度 和白海域アマモ場育成業務

2 履行場所

福岡市東区大字奈多地先外

3 履行場所

契約締結の翌日より令和9年3月30日まで

4 業務概要

和白海域における水質・底質の改善及び多様な生物の生息空間の創出を目的として、播種方法によるアマモ場の育成（260m²）を行うもの。

5 委託内容

(1) アマモ種子の確保

博多湾内においてアマモの種子を採取し、保管（熟成）を行う。

アマモ種子は、1 m²あたり 300 粒以上を確保し、保管状態等について記録する。

(2) 事前調査

和白海域において、発注者と協議・選定した場所を事前に潜水調査し、播種に適した箇所を選定する。

水質：透明度、水深、水温、pH、塩分濃度、DO、光量

底質：粒度組成（4検体）、強熱減量（4検体）

その他：周辺観察

(3) 播種方法

発芽本数を平均 10 本/m²以上確保できる播種法により、260 m²のアマモ場の育成を行う。

(4) 事後調査

潜水調査により、発芽状態等を確認する。発芽本数、葉長等を測定し、写真、ビデオ撮影により記録する。

(5) その他

発芽本数は、平均 10 本/m²以上を確保する。

6 成果品

- ・報告書 1式（2部）
- ・報告書原稿 1式（電子媒体）
- ・写真、ビデオ 1式

【アマモ場造成箇所図】

以下の赤枠で囲まれた範囲のうち260㎡に相当する範囲を選定の上、造成するものとする。

